

和歌山市景観計画に基づく 届出手続きの手引き

令和2年7月

和歌山市 まちなみ景観課

和歌山市では、平成23年7月に和歌山市景観条例を制定し、景観形成への基本姿勢や枠組みを定めるとともに、平成23年9月には景観法に基づき和歌山市景観計画を策定し、市全体の景観形成の目標や取り組みを定めました。

和歌山市景観計画では、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限等について定め、一定の行為の届出により景観の誘導を行っていくこととしています。

このため、市民の皆さんや建築物等を設計する方々などが届出制度による良好な景観の形成について理解を深めていただくことを目的として本書を作成しました。和歌山市景観計画に基づく行為の届出に関し、届出が必要な行為、届出の手順、届出様式等の必要な事項、よくある質問等について解説するものです。届出の際にご活用下さい。

なお、この手引きは、景観条例の改正、景観計画の改訂に伴い随時改訂していきます。

目 次

1	景観法に基づく届出制度の概要	1
2	届出の内容	4
	（1）届出対象行為	4
	（2）届出の対象外となる行為	5
	（3）届出の流れ	10
	（4）届出時に必要となる書類	11
	（5）景観形成基準	12
3	よくある質問	22
4	関係例規・法令等	25
	和歌山市景観条例	25
	和歌山市景観条例施行規則	31
5	届出様式	39

1 景観法に基づく届出制度の概要

和歌山市では景観法に基づき和歌山市景観計画を定めており、計画の対象とする景観計画区域内で一定の行為を行う際には、市への届出を行っていただく必要があります。

和歌山市景観計画では、良好な景観形成に向け、以下の3つの取組みを設定しています。

①景観計画区域（全市）を対象とした、大規模建築物等を中心とした誘導

景観計画区域（全市）内で届出が必要な行為（届出対象行為）に対して良好な景観の形成を図るために遵守すべき景観形成基準を定めています。

②市を象徴する景観として市民の関心も高く、市の顔となる景観上重要な地区である「景観重点地区」を対象とした、地区の特性を踏まえたよりきめ細かな誘導

市を象徴する景観として市民の関心も高く、市の顔となる景観上重要な地区を景観計画における「景観重点地区」に指定し、一般の景観計画区域とは別に届出対象行為と景観形成基準を定めています。

なお、本市では「和歌山城周辺景観重点地区」「和歌の浦景観重点地区」を定めています。

③住民等との協働による景観まちづくりの推進

住民等と協働による、景観を活かしたまちづくりを支援していく取組みを進めます。地域の住民等が発意し、景観まちづくり活動を進めながら独自のルールが設定され、地域の住民等の合意形成が図られた場合には、そのルールに即した誘導を行います。

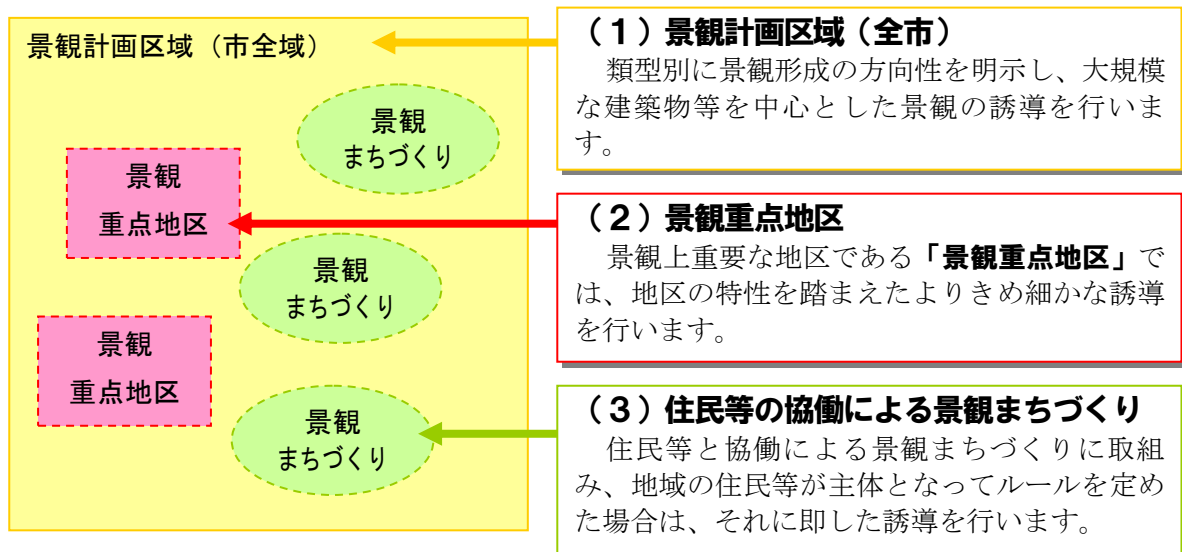


図 景観計画に基づく3つの取組み

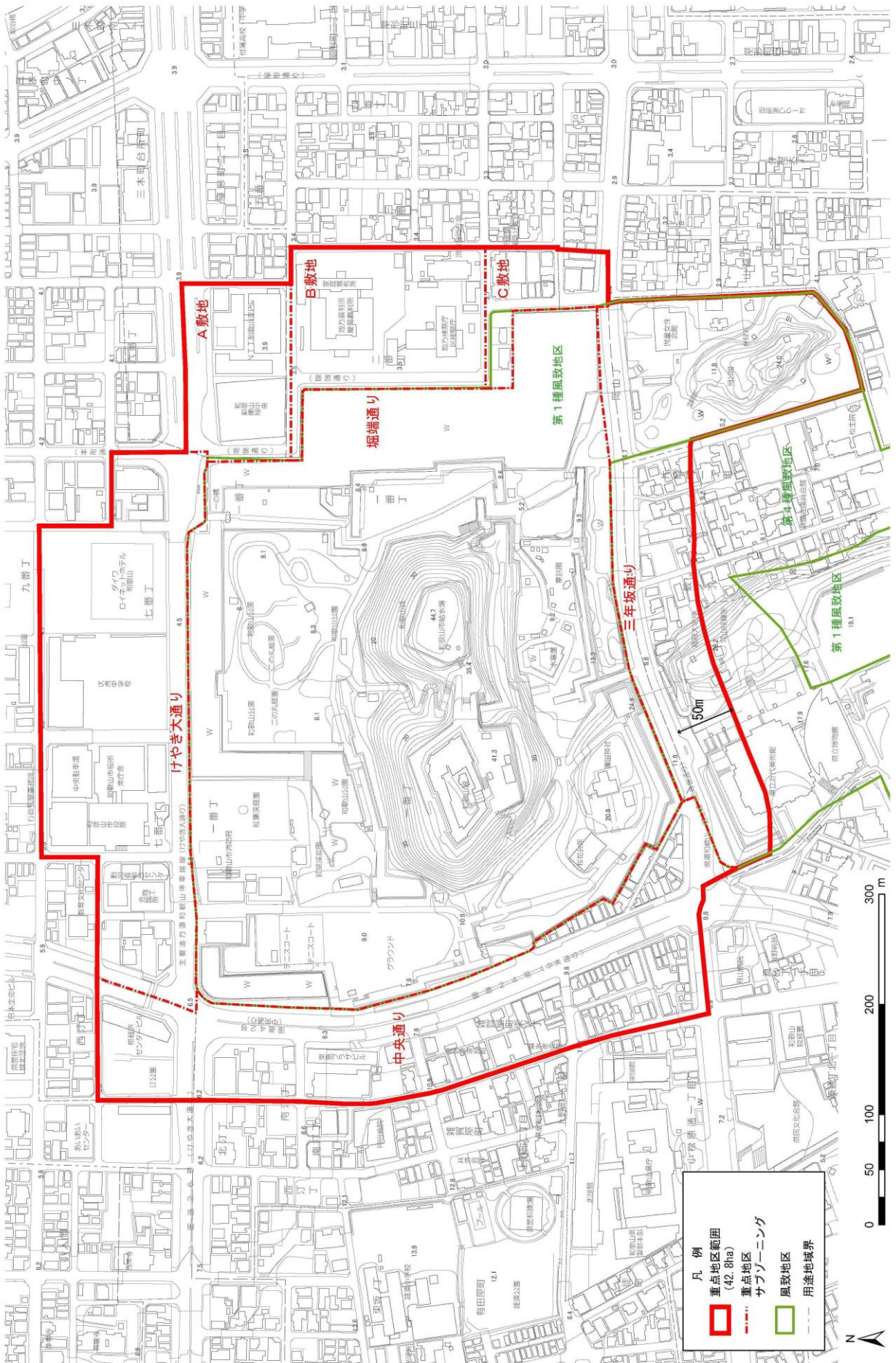


図 和歌山城周辺景観重点地区の範囲

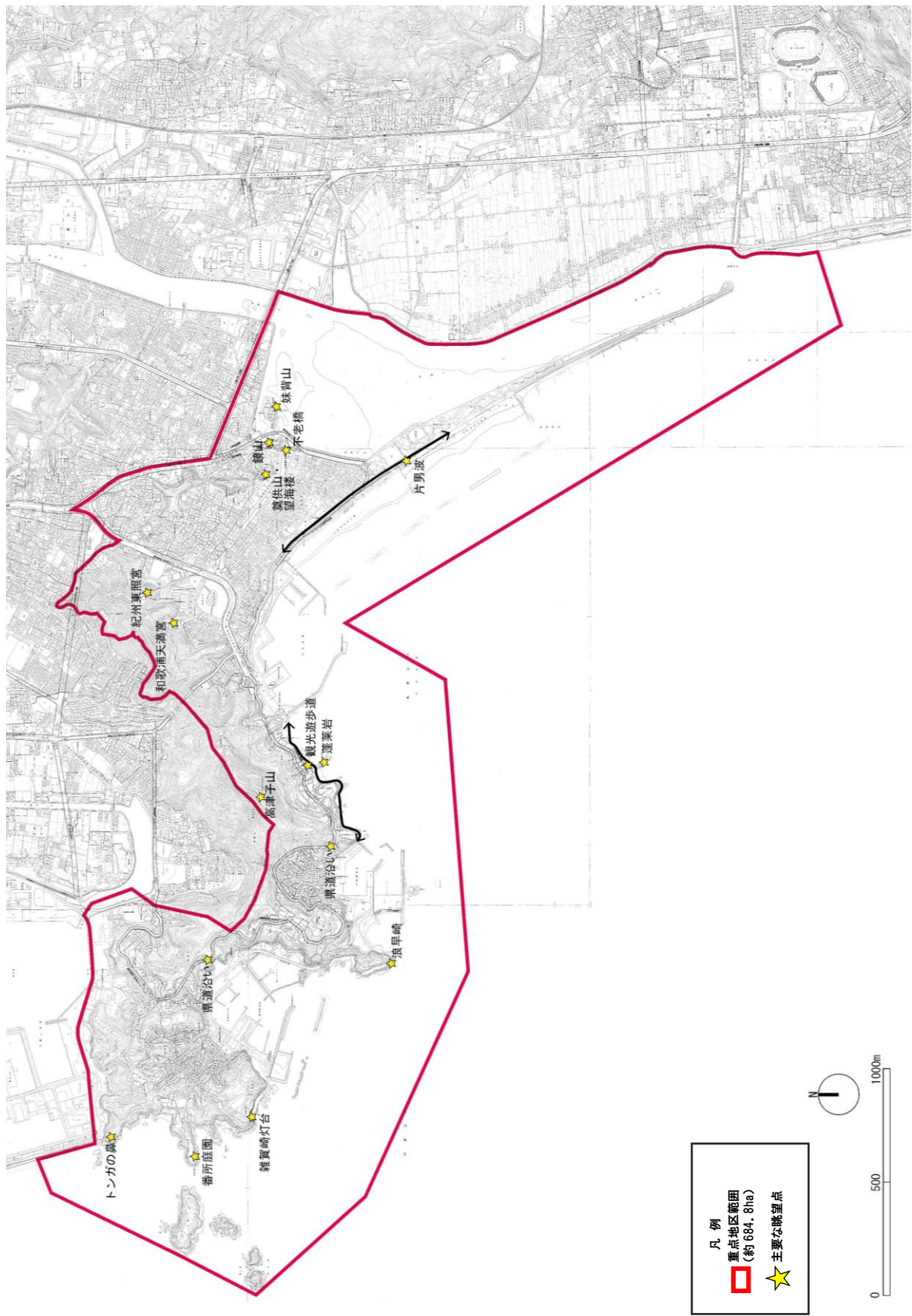


図 和歌の浦景観重点地区の範囲

2 届出の内容

(1) 届出対象行為

和歌山市景観計画で、届出対象行為を定めています。なお、「景観重点地区」の届出対象行為は、景観重点地区毎に定めています。

区 分	景観計画区域 (景観重点地区を除く)	和歌山城周辺 景観重点地区	和歌の浦 景観重点地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ 13m超又は建築面積 1,000 m ² 超	全ての行為	高さ 10m超又は建築面積 100 m ² 超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電設備等の用途に供するもの	全ての行為	高さ 10m超又は築造面積 100 m ² 超
	②モニュメントその他これに類するもの	全ての行為	全ての行為
	③その他の工作物	高さ 13m超	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積 1,000 m ² 超	全ての行為	行為面積 1,000 m ² 超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為面積 1,000 m ² 超	全ての行為	行為面積 1,000 m ² 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為面積 3,000 m ² 超	全ての行為	行為面積 3,000 m ² 超
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明	上記建築物の新築等にに伴い設置するもの	全ての行為	上記建築物の新築等にに伴い設置するもの
木竹の伐採	行為面積 10,000 m ² 超	行為面積 300 m ² 超	行為面積 1,000 m ² 超

<注>「工作物」とは、土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので、次のものをいいます。

- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・橋りょう、高架道路高架鉄道、その他これらに類するもの
- ・製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・野球場、庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの
- ・道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯(道路又は公園の管理者が設置するもの除く。)、変圧塔、アーチ、アーケード、モニュメント(装飾塔、記念塔、彫像、記念碑、彫刻、塔、噴水、彫塑、パブリックアート、物の形(動植物、人形、機械など)をモチーフとした装飾)その他これらに類するもの
- ・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・垣、柵、塀、門その他これらに類するもの
- ・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・アンテナ(高さが4メートル以下のものを除く。)及びその附属施設、換気施設その他これらに類するもの
- ・日よけ、雨よけその他これらに類するもの
- ・上記に掲げるもののほか、市長が指定するもの

(2) 届出の対象外となる行為

①他の法令等の規定により措置が講じられる行為

以下の行為については他の法令又は条例の規定に基づき措置が講じられるものとして景観法に基づく届出の対象外となります。

(ア) 景観法施行令等で定めるもの

1 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

○景観法施行令で定めるもの（平成16年政令第398号第8条）

- ①地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ②仮設の工作物の建設等
- ③次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ④①～③に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の工作物（道路（私道を除く。）から望見されることのないものに限る。）及び消火設備を除く。）の建設等
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（高さ1.5m以下のものを除く。）
 - (5) 特定照明
 - ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - (3) 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
 - (4) 土地の開墾
 - (5) 森林の皆伐
 - (6) 水面の埋立て又は干拓

2 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

3 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為

4 景観計画に第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

5 景観重要公共施設について、第8条第2項第4号ハ（1）から（7）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

6 第55条第2項第1号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

7 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第4号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

8 第61条第1項の景観地区内で行う建築物の建築等

- 9 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 10 地区計画等（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第1号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同項第2号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第1号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
- 11 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為
（※景観行政団体の条例で定める行為は次項参照）

○景観法施行令で定めるもの（平成16年政令第398号第10条）

- ①景観計画に定められた開発行為又は第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて景観法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で第22条第3号イ又はロ（第24条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- ②景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第75条第1項の規定に基づく条例で第23条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- ③文化財保護法（昭和25年法律第214号）又は文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）に係るもので以下の行為
文化財保護法第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- ④屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

(イ) 景観行政団体の条例で定める行為

表 届出の対象外となる行為 (他の法令等により措置が講じられる行為)

法令又は条例	行 為
(1) 文化財保護法	第 43 条の 2 第 1 項 (重要文化財の修理の届出) 又は第 127 条第 1 項 (史跡名勝天然記念物の復旧の届出) の規定による届出に係る行為
(2) 都市公園法	第 5 条第 1 項 (公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可) 又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可 (都市公園の占用の許可) に係る行為 (同法第 9 条の規定 (国の行う都市公園の占用の特例) により当該許可があったものとみなされるものを含む。)
(3) 自然公園法	第 10 条第 3 項 (国立公園の公園事業で、国及び公共団体以外の者が環境大臣の認可を受けて行うもの) の認可に係る行為又は同法第 20 条第 3 項 (特別地域内での環境大臣または都道府県知事の許可を受けて行うもの) の許可を要する行為
(4) 和歌山県文化財保護条例	第 12 条第 1 項 (指定文化財の現状変更等) の許可に係る行為
(5) 和歌山市文化財保護条例	第 6 条 (指定文化財の現状変更等) の許可を要する行為
(6) 和歌山市屋外広告物条例	第 3 条第 1 項 (広告物を表示・掲出物件の設置) の許可を要する行為
(7) 和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	第 11 条第 1 項 (事業計画) の許可を要する行為

②その他の行為

以下の行為については届出の対象外となります。

表 届出の対象外となる行為 (その他の行為)

区 分	行 為
景観計画区域全域 (景観重点地区を除く) にかかるもの	<p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転等で、当該行為に係る建築物が次のいずれにも該当しないもの又は建築物の設置期間が 90 日を超えないもの</p> <p>ア 高さが 13 メートルを超えること。</p> <p>イ 建築面積が 1,000 平方メートルを超えること。</p> <p>(2) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これに類する工作物、自動車車庫その他これに類する用途に供する工作物又は汚物の処理、ごみの焼却その他これらに類する用途に供する工作物 (以下この条において「特定工作物」という。) に係る新築、増築、改築又は移転等で、当該行為に係る工作物が次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 高さが 13 メートルを超えること。</p> <p>イ 築造面積が 1,000 平方メートルを超えること。</p> <p>(3) 特定工作物以外の工作物に係る新築、増築、改築又は移転等で、当該行為に係る工作物の高さが 13 メートルを超えないもの又は鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの (架空電線路用並びに電気事業者及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものに限る。次項において同じ。) で高さが 15 メートルを超えないもの</p> <p>(4) 上記に該当しない建築物・工作物の新築、増築、改築又は移転等で、次</p>

	<p>のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 増築、改築又は移転に係る床面積又は築造面積の合計が10平方メートルを超えないもの</p> <p>イ 修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積が10平方メートルを超えないもの</p> <p>(5) 開発行為で、当該行為に係る開発区域の面積が1,000平方メートルを超えないもの又は当該行為に係る開発区域の面積が当該規模を超えるものにあつては当該行為が土地の形質の変更を伴わないもの</p> <p>(6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えないもの</p> <p>(7) 木竹の伐採で、当該行為に係る面積が10,000平方メートルを超えないもの</p> <p>(8) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積で、当該行為に係る堆積物の水平投影面積が3,000平方メートルを超えないもの又は当該行為に係る堆積物の水平投影面積が当該規模を超えるものにあつては外部から見通すことができない場所で行われる物件の堆積若しくは堆積期間が90日を超えないもの</p> <p>(9) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明で、設置期間が90日を超えないもの</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為</p>
<p>和歌山城景観重点地区にかか るもの</p>	<p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転等で、当該行為に係る建築物の設置期間が90日を超えないもの</p> <p>(2) 特定工作物に係る工作物の新築、増築、改築又は移転等で、高さが1.5メートルを超えないもの</p> <p>(3) 特定工作物以外の工作物に係る工作物の新築、増築、改築又は移転等で、高さが1.5メートルを超えないもの又は鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので高さが1.5メートルを超えないもの</p> <p>(4) 届出対象行為のうち、当該行為に係る建築物又は工作物が次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 増築、改築又は移転に係る床面積又は築造面積の合計が10平方メートルを超えないもの</p> <p>イ 修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積が10平方メートルを超えないもの</p> <p>(5) 開発行為で、当該行為が土地の形質の変更を伴わないもの</p> <p>(6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更のうち、面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの</p> <p>(7) 木竹の伐採で、当該行為に係る面積が300平方メートルを超えないもの</p> <p>(8) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積で、外部から見通すことができない場所で行われる物件の堆積又は堆積期間が90日を超えないもの</p> <p>(9) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明で、設置期間が90日を超えないもの</p>

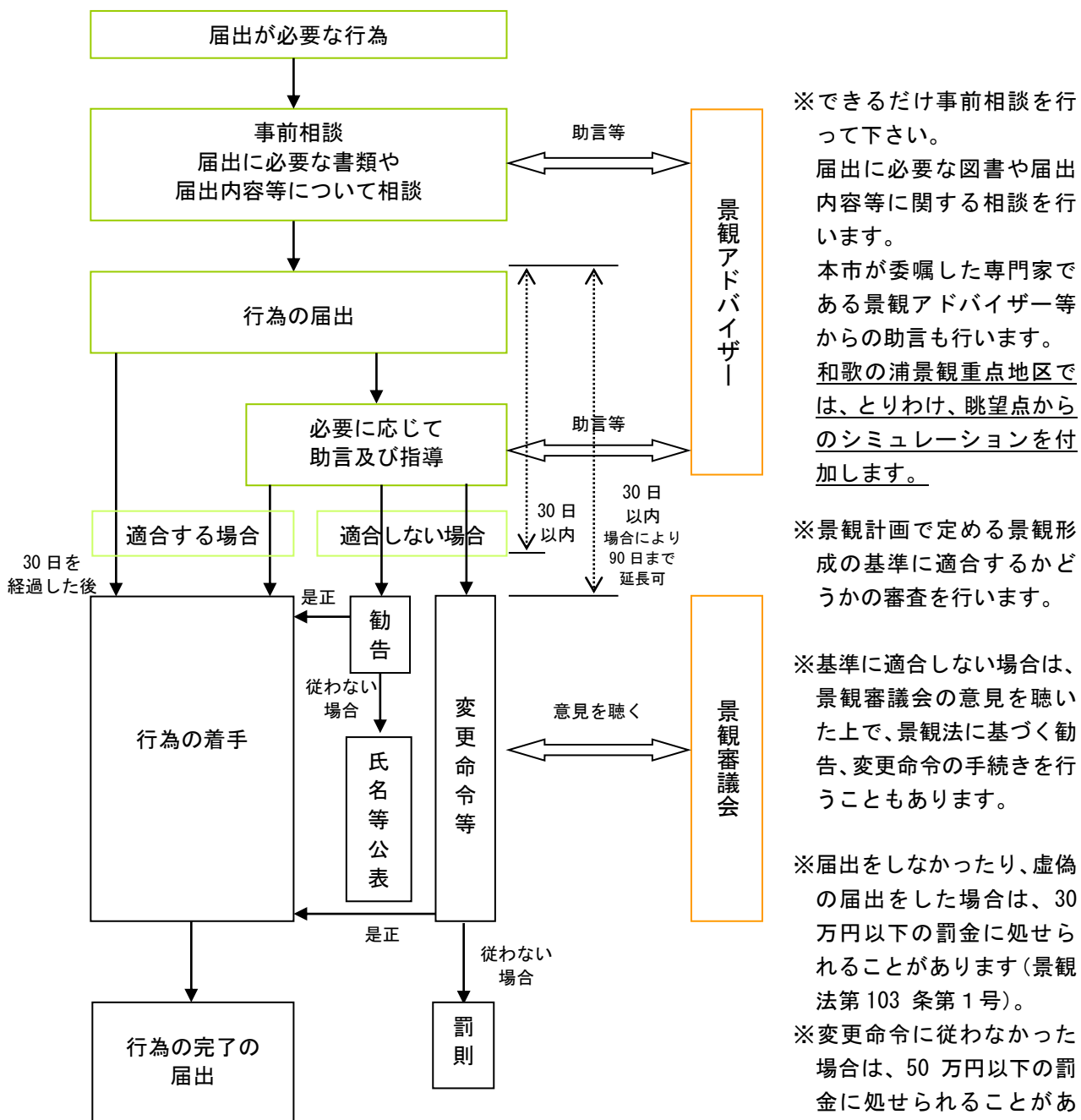
	<p>(10) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為</p>
<p>和歌の浦景観重点地区にかかるもの</p>	<p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転等で、当該行為に係る建築物が次のいずれにも該当しないもの又は建築物の設置期間が90日を超えないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高さが10メートルを超えること。 イ 建築面積が100平方メートルを超えること。 <p>(2) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これに類する工作物、自動車車庫その他これに類する用途に供する工作物又は汚物の処理、ごみの焼却その他これらに類する用途に供する工作物（以下この条において「特定工作物」という。）に係る新築、増築、改築又は移転等で、当該行為に係る工作物が次のいずれにも該当しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高さが10メートルを超えること。 イ 築造面積が100平方メートルを超えること。 <p>(3) 特定工作物以外の工作物に係る新築、増築、改築又は移転等で、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア モニュメントその他これに類するものにあつては、当該行為に係る工作物の高さが1.5メートルを超えないもの イ モニュメントその他これに類するもの以外のものにあつては、当該行為に係る工作物の高さが10メートルを超えないもの又は鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものに限る。次項において同じ。）で高さが15メートルを超えないもの <p>(4) 上記に該当しない建築物・工作物の新築、増築、改築又は移転等で、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 増築、改築又は移転に係る床面積又は築造面積の合計が10平方メートルを超えないもの イ 修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積が10平方メートルを超えないもの <p>(5) 開発行為で、当該行為に係る開発区域の面積が1,000平方メートルを超えないもの又は当該行為に係る開発区域の面積が当該規模を超えるものにあつては当該行為が土地の形質の変更を伴わないもの</p> <p>(6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えないもの</p> <p>(7) 木竹の伐採で、当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えないもの</p> <p>(8) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積で、当該行為に係る堆積物の水平投影面積が3,000平方メートルを超えないもの又は当該行為に係る堆積物の水平投影面積が当該規模を超えるものにあつては外部から見通すことができない場所で行われる物件の堆積若しくは堆積期間が90日を超えないもの</p> <p>(9) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明で、設置期間が90日を超えないもの</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為</p>

(3) 届出の流れ

届出が必要な行為が生じる場合、以下の流れに沿って届出が必要となります。

景観法では行為の届出の後、30日以上経過した後でなければ行為に着手できないとされています。このため、景観法に基づく届出は建築確認申請や開発許可申請などの法令手続きにかかわらず、できるだけ早い時期に行ってください。また、届出を行う前にできるだけ事前相談を行ってください。

なお、届出内容が景観形成基準に適合することが確認された場合には、行為着手の制限期間を短縮する通知を行います。届出の内容が景観形成基準に適合しないときには、設計の変更などの必要な対応について勧告あるいは命令する場合があります。



※できるだけ事前相談を行って下さい。
届出に必要な図書や届出内容等に関する相談を行います。
本市が委嘱した専門家である景観アドバイザー等からの助言も行います。
和歌の浦景観重点地区では、とりわけ、眺望点からのシミュレーションを付加します。

※景観計画で定める景観形成の基準に適合するかどうかの審査を行います。

※基準に適合しない場合は、景観審議会の意見を聴いた上で、景観法に基づく勧告、変更命令の手続きを行うこともあります。

※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります(景観法第103条第1号)。

※変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります(景観法第102条第1号)。

図 届出の流れ

(4) 届出時に必要な書類

届出時に添付する図書は以下のとおりです。これらは本書巻末に様式を添付している他、市のホームページからダウンロードも可能です。

	書類名	備考	部数	チェック		
着手時【変更時】	ア 届出書	景観計画区域内における行為の届出書 ※1 【景観計画区域内における行為の変更届出書】	変更/中止届出書 は必要時のみ	正副2通		
		【氏名等変更届出書】 【景観計画区域内における行為の中止届出書】		1通		
	イ 建築物の建築等又は工作物の新設等	(1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表す図面	縮尺 2,500 分の 1 以上	2通		
		(2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真		2通		
		(3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面	縮尺 100 分の 1 以上	2通		
		(4) 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図	縮尺 50 分の 1 以上	2通		
	イ 添付書類 ※2 ※3	開発行為	(1) 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面	縮尺 2,500 分の 1 以上	2通	
			(2) 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真		2通	
			(3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面	縮尺 100 分の 1 以上	2通	
	イ 添付書類 ※2 ※3	その他の行為	(1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面	縮尺 2,500 分の 1 以上	2通	
			(2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真		2通	
			(3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面	縮尺 100 分の 1 以上	2通	
	ウ	その他参考となるべき事項を記載した図書 ※2 ※3		2通		
	完了時	ア	景観計画区域内における行為の完了届出書		1通	
イ		添付書類 当該届出に係る行為が完了した後の状況を示す写真(色彩を識別でき、かつ、日付が確認できるもの)		1通		

※1 国の機関又は地方公共団体が行う行為については行為の通知を行うこととされているので、「景観計画区域内における行為の通知書」の提出になります。

※2 市長が添付の必要がないと認めるときは省略できます。

※3 変更時において、届出時に添付した図書と同一のもの及び市長が添付の必要がないと認めるときは省略できます。

(5) 景観形成基準

① 景観計画区域における景観形成基準

項目	基準	(3) 河川景観	(2) 田園・農村集落景観	(1) 丘陵・里山景観	(5) 漁村景観	(4) 湾・海岸の景観	(8) 住宅地等の まちなみ景観	市街地景観	その他の	チェックリスト	
共通	① 計画地周辺の景観の類型を把握の上、該当する類型別の景観の目標像・方針に即した景観形成を図る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	② 地形・自然の状況、歴史的ななり立ち、市街地形成の経緯やそこで営まれている活動など、計画地周辺の景観の特徴を十分に理解の上、計画へ反映する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	③ 周辺の景観との調和に配慮し、景観上重要な資源が近くにある場合は、それとの調和に特に配慮する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更	A 配置規模	① 現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の変更を避ける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		② 周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮し、過度に突出したり圧迫感が生じたりしないような配置・規模とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		③ 背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、紀の川、湾・海岸等への良好な眺望を妨げることの無いような配置・規模とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		④ 島しょ部や海岸線等が形づくる特徴的な地形を保全する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	B 形態意匠	① 調和の取れたまちなみとなるよう、周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮した形態・意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		② 建築物全体として調和が取れた形態・意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		③ 屋上・屋外付帯設備は、周辺の主要な道路からの見え方などに配慮し、建築物と調和させる、遮へいするなど、目立たない形態・意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		④ 背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等への広がりある良好な眺望との調和に配慮した形態・意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		⑤ 昔からの集落・住宅地など特徴的なまちなみに近接する場合は、それとの調和に配慮する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		⑥ 市街地内の河川に面する場合は、河川との関係に配慮し、対岸や橋からの見え方に配慮した形態・意匠とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		⑦ 商業地や幹線道路沿道では、まちなみにぎわいや活力が感じられるように形態・意匠を工夫するとともに、秩序あるまちなみとなるように通りや周辺との連続性を意識した形態・意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	基準	(3) 河川景観	(2) 田園・農村集落景観	(1) 丘陵・里山景観	(4) 湾・海岸の景観	(5) 漁村景観	(8) 住宅地等の まちなみ景観	その他の 市街地景観	チェックリスト	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更	C 色彩素材	①外壁の色彩は周辺との調和に配慮し、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮する。	○	○	○	○	○	○		
		②外壁の色彩は背後の山地・丘陵地や、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等自然との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。	○	○						
		③外壁の色彩は周辺の住宅地との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。					○			
		④商業地や幹線道路沿道では、まちなみにぎわいや活力が感じられるように色彩の演出を工夫するとともに、秩序あるまちなみとなるように通りや周辺との連続性を意識した色彩とする。							○	
		⑤外壁の素材は、周辺の景観と調和したものを、木、土、石など、地域の風土にあった自然素材を活用する。	○	○	○	○	○	○	○	
		⑥外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。	○	○	○	○	○	○	○	
	D 緑化外構	①うるおいのあるまちなみとなるよう、建築物の周囲や前面道路側の空地においてはできる限り植栽を充実させる。	○	○	○	○	○	○	○	
		②植栽にあたってはできる限り周辺の植生にあった樹種を用いる。	○	○	○	○	○	○	○	
		③計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。	○	○	○	○	○	○	○	
		④建築物とあわせて垣、柵、塀を設ける場合は、周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。	○	○	○	○	○	○	○	
特定照明	①夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明方法等に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○		
工作物の新設、増築、改築等	①周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。	○	○	○	○	○	○	○		
	②工作物の周囲や空地においてできるだけ植栽を充実させる。	○	○	○	○	○	○	○		
開発行為／土地の形質の変更	①現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。	○	○	○	○	○	○	○		
	②法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を行う。	○	○	○	○	○	○	○		
	③擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とし、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。	○	○	○	○	○	○	○		
	④計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、計画にいかす。	○	○	○	○	○	○	○		

項目	基準	(3) 河川景観	(2) 田園・農村集落景観	(1) 丘陵・里山景観	(4) 湾・海岸の景観	(5) 漁村景観	(8) 住宅地等のまちなみ景観	市街地景観	その他の	チェックリスト
物件の堆積	①道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とする。	○	○	○	○	○	○	○		
	②道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げる。	○	○	○	○	○	○	○		
	③計画地周囲の緑化を行うなど、遮へい措置を講ずる。	○	○	○	○	○	○	○		
木竹の伐採	①道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、伐採の位置や方法を工夫する。	○	○	○	○	○	○	○		
	②計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。	○	○	○	○	○	○	○		

<注>

・基準が適用される区域は概ね以下のとおりとします。

(1) 丘陵・里山景観	・市街化調整区域内
(2) 田園・農村集落景観	・紀の川沿いの両岸に面する敷地
(3) 河川景観	・市街地内河川に面する敷地
(4) 湾・海岸の景観	・自然公園が指定されている区域
(5) 漁村景観	・海際線から約 1km 内（和歌山北港・本港・南港を除く）
(8) 住宅地等のまちなみ景観	・住居系用途地域（第 2 種住居地域、準住居地域を除く）
その他の市街地景観	・上記以外
(6) 城を中心としたまちなみ景観	
(7) 中心市街地（大通り・商店街・駅前等）のまちなみ景観	
(9) 幹線道路沿道の景観	
(10) 工場・港湾の景観	

- ・景観法又は和歌山市景観条例で、届出を要しない行為が規定されています。
- ・景観法第 17 条で規定されている変更命令は、建築物または工作物の形態・意匠及び色彩の基準に適合しないものを対象とします。
- ・屋外広告物については、和歌山市屋外広告物条例に規定する基準によるものとします。

②和歌山城周辺景観重点地区における景観形成基準

項 目	堀端通り	けやき大通り	中央通り	三年坂通り	チェックリスト	
建築物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・最高高さ 50m（標高）とする。 ・隣接する建築物と協調した一体的なまちなみの形成を図るため、できるだけ軒高を揃えるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最高高さ 75m（標高）とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最高高さ 50m（標高）とする。 	建物高さ 15m以下とする。 （※第 4 種風致地区で規定）	
	壁面の位置の制限	(A敷地) <ul style="list-style-type: none"> ・堀に面する敷地の西側部分について、原則、10m の壁面位置の後退とする。 (B敷地) <ul style="list-style-type: none"> ・堀に面する敷地の西側部分について、原則、20m の壁面位置の後退とする。 (A・B敷地共通) <ul style="list-style-type: none"> ・壁面位置の後退部分について、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。 ・なお、その他の道路に面する敷地部分についても、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。 (C敷地) <ul style="list-style-type: none"> ・原則、2m の壁面位置の後退とする。 （※第 1 種風致地区内は 3m とする） ・歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する敷地の南側部分については、原則、10m の壁面位置の後退とする。 ・奥行が短い敷地については、1 階部分のみ 3m 後退させ、通行可能な空間の確保に努める。 ・高層階を生ずる建築物については、当該部分について、さらに壁面位置の後退に努める。 ・壁面位置の後退部分について、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。 	(なし)	2m の壁面位置の後退とする。 （※第 4 種風致地区で規定）	
ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観形成に支障がないと認めた場合、基準に定められた高さを超えることができる。						
ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観形成に支障がないと認めた場合、基準に定められた壁面の位置の制限を緩和することができる。						

<注>表中の A、B、C 敷地については、後述の図を参照。

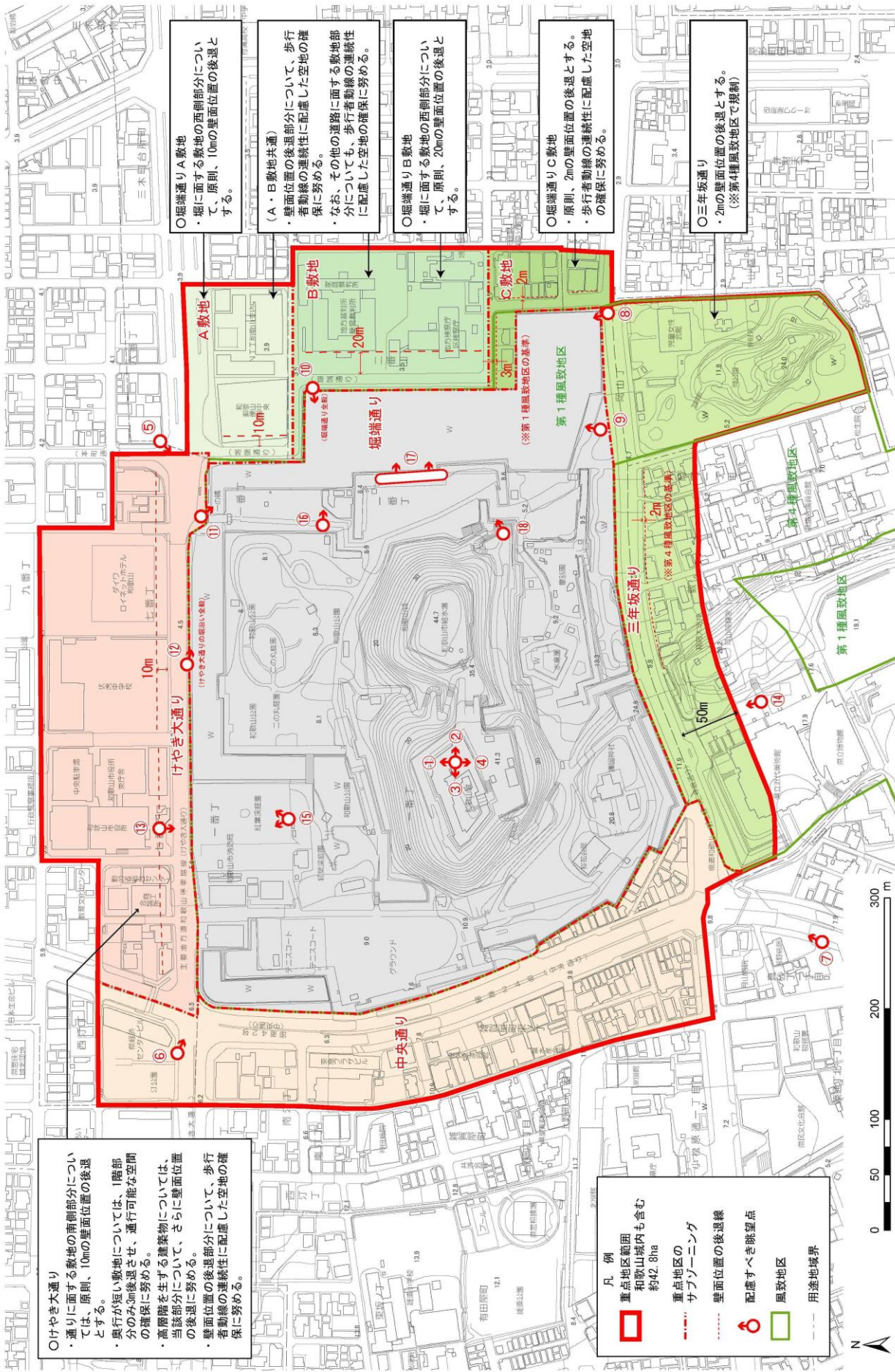


図 和歌山城周辺景観重点地区のゾーニングと規制概要（壁面位置の後退など）

〈注 1〉各通りの最高高さは以下のような考え方に基づいて設定しています。(風致地区の指定を受けている三年坂通りは除く)

堀端通り	<ul style="list-style-type: none"> 堀に面する空間の広がり確保しつつ、概ね虎伏山を超えないものとする。 天守閣からの東方の山なみへの眺望を確保する。
けやき大通り	<ul style="list-style-type: none"> 天守閣からの和泉山脈への眺望を確保する。
中央通り	<ul style="list-style-type: none"> 石垣、虎伏山と相対する通り沿いの圧迫感を軽減するものとする。 天守閣からの紀伊水道への眺望を確保する。

〈注 2〉各通りの壁面位置の後退距離は以下のような考え方に基づいて設定しています。(風致地区の指定を受けている三年坂通りは除く)

堀端通り	<p>(A 敷地)</p> <ul style="list-style-type: none"> 城内及び堀と一体となった空間の広がり形成する。 <p>(B 敷地)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広がりのある堀越しに石垣と緑、天守閣を望むことができる、現在の開放性の高い空間を受け継ぐ。 	<p>(A&B 敷地)</p> <ul style="list-style-type: none"> 城方面への眺望を楽しめる市民に開かれた一団の空間利用、かつ施設利用者の安全な移動を可能とする。
けやき大通り	<ul style="list-style-type: none"> 本市のメインストリートにふさわしいにぎわいある歩行者空間を確保する。 城方面への眺望を楽しむことができる市民に開かれた一団の空間利用、かつ施設利用者の安全な移動を可能とする。 	
中央通り	<ul style="list-style-type: none"> 十分な歩道幅員を有していることから壁面位置の後退は求めない。 	

項目	堀端通り	けやき大通り	中央通り	三年坂通り	チェックリスト		
建築物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 建築物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	外壁	シビックゾーンにふさわしい質の高いデザインとする。	メインストリートとしてふさわしい質の高いデザインとする。	連続した建物の壁面が見通せる、整った通りの景観となるようなデザインとする。	静かなたたずまいを想起させる落ち着いたデザインとする。		
		城内、あるいは天守閣から見たときの広がりある眺望景観を保全するため、長大かつ単調な壁面や高彩度・低明度の色彩の壁面などは避ける。					
	形態・意匠	建築設備等		<ul style="list-style-type: none"> 壁面設備は、通り及び主要な視点場からの見え方に配慮し、外壁面に露出させないように設置する。 屋上設備は、通り及び主要な視点場からの見え方に配慮し、遮へい措置を講ずる。 屋外階段は、建築物との調和を図るよう、できるだけ通りに面して設置しない。 			
		1階部分の形態		<p>アメニティ性の高い空間を確保するため、駐車場や駐輪場などはできるだけ通りから目立たないよう配慮しつつ、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。</p> <p>にぎわいある歩行者空間を形成するため、駐車場や駐輪場などはできるだけ通りから目立たないよう配慮しつつ、人の活動が映えるようエントランスの工夫を施す、ショーウィンドウを設置する、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。</p>	<p>落ち着いた歩行者空間を形成するため、駐車場や駐輪場などはできるだけ通りから目立たないよう配慮しつつ、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。</p>		
	その他		<ul style="list-style-type: none"> 塀、フェンス等を設ける場合は、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。 				
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 城や石垣、通りの並木の緑との調和に配慮し、外壁の基調色は低彩度の落ち着いた色彩とする。 背景となる天空との調和に配慮し、高明度の色彩とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 風格あるまちなみ景観の形成を図るため、彩度に配慮した周囲から突出しない色彩とする。 にぎわいと活気を演出するため、暖色系（Y系、YR系、R系）では彩度の範囲を広げた色彩とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 城や石垣、通りの並木の緑との調和に配慮し、外壁の基調色は低彩度の落ち着いた色彩とする。 背景となる天空との調和に配慮し、高明度の色彩とする。 			
		城内の主要な視点場から眺望できる壁面については、周囲から際立つ色彩とならないよう特に配慮する。					
	材料		周囲の建築物との調和に配慮し、外壁は汚れが目立たず劣化や退色の少ないものを採用する。				
	緑化		<ul style="list-style-type: none"> 道路空間と一体となった魅力ある空間づくりを行うため、敷地内の道路に面する部分は緑の演出を工夫する。 敷地内については、通りのイメージを損なわないよう、堀端に植えられている樹木の樹種等に配慮した樹種を選定する。 		緑化率 20%以上とする。 (※第4種風致地区で規定)		

	堀端通り	けやき大通り	三年坂通り	中央通り	チェックリスト
屋外広告物の設置（参考）	<ul style="list-style-type: none"> 堀端に植えられている松並木により形成される落ち着いたまちなみ景観に配慮し、極力、屋外広告物の掲出は避ける。掲出する場合であっても、まちなみ景観との調和に留意し、突出した規模、意匠、高彩度の色彩を避ける。 城内の主要な視点場からの眺望に配慮し、原則、屋上広告物は掲出しない。 通り沿いの眺望に配慮し、原則、突出広告物は掲出しない。 当該地区における風格あるまちなみ景観に寄与するように、基調となる色彩については高彩度としない。 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り建築物との一体化したデザインとなるよう配慮する。 城内の主要な視点場からの眺望に配慮し、原則、屋上広告物は掲出しない。 高層建築物の高層部分への屋外広告物は、自己用のみ、かつ過大なものとしないうよう配慮する。 低層階部分に設置するものは、デザインや集合化などの工夫をし、通りのにぎわいづくりに配慮する。 当該地区における風格あるまちなみ景観に寄与するように、基調となる色彩については高彩度としない。 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 堀端に植えられている松並木により形成される落ち着いたまちなみ景観に配慮し、極力、突出広告は避ける。その他の屋外広告物についても規模、意匠、色彩等に留意する。 城内の主要な視点場からの眺望に配慮し、原則、屋上広告は掲出しない。 当該地区における風格あるまちなみ景観に寄与するように、基調となる色彩については高彩度としない。 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。 		

<注>

- 上記の他の届出対象行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為／土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更／屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積／夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明／木竹の伐採）の景観形成基準については、全市の基準を適用します（景観計画 57～58 ページを参照）。
- 景観法又は和歌山市景観条例で、届出を要しない行為が規定されています。
- 景観法第17条で規定されている変更命令は、建築物または工作物の形態・意匠及び色彩の基準に適合しないものを対象とします。
- 屋外広告物については、上記内容を踏まえ、和歌山市屋外広告物条例により行為の制限を行うものとします。

③和歌の浦景観重点地区における景観形成基準

項目	基準	
共通	<ul style="list-style-type: none"> 湾・島しょといった独特の地形がつくる、和歌浦干潟や片男波といった広がりある美しい水際線の眺め、あるいは田野、雑賀崎で見られる圍繞型の湾の眺めといった眺望景観を保全する。 美しい眺めが堪能できる高台の眺望点から見下ろす（俯瞰する）ことができる湾の眺望景観を保全し、阻害することのないように配慮する。 海際から見上げる（仰瞰する）、あるいは見わたすことができる眺望景観を保全し、阻害することのないように配慮する。 良好な眺望景観を阻害することがないように、老朽化し、放置された建築物の適正な管理・更新や、植栽等による遮蔽等、阻害する要因の改善に努める。 	
建築物の新築、増築、改築若しくは模様替え又は色彩の変更	A 配置規模	<ul style="list-style-type: none"> 高さの最高限度を15mとし、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないように配置・規模とする。ただし、市長が良好な景観形成に支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。 なお、市長は、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないかどうかを判断するに当たって必要があると認めるときは、景観審議会の意見を聴くことができる。 湾の地形の島しょ部や海岸線等が形づくる特徴的な地形を保全する。
	B 形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望点からの眺望を妨げることがないように、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。
	C 色彩素材	<ul style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根の色彩は、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないように、周辺との調和や地区の特徴に配慮するとともに、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮したものを使用する。 屋根及び外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。
	D 緑化外構	<ul style="list-style-type: none"> 植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。 建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> 夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱し、眺望を阻害しないよう、照明方法等に配慮する。 	
工作物の新設、増築、改築等	<ul style="list-style-type: none"> 高さの最高限度を15mとし、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないように配置・規模とする。ただし、市長が良好な景観形成に支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。 なお、市長は、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないかどうかを判断するに当たって必要があると認めるときは、景観審議会の意見を聴くことができる。 島しょ部や海岸線等が形づくる特徴的な地形を保全する。 外観の色彩は、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないように、周辺との調和や地区の特徴に配慮するとともに、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮したものを使用する。 	

項目	基準
開発行為/ 土地の形質の 変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望点から望める海岸線や稜線を大きく損なう行為は避ける。 ・ 行為を行う場合は、既存の地形等をいかした計画となるように配慮し、大規模な法面等が生じないようにするとともに、緑化等を積極的に行うなど、眺望景観に配慮したものとする。
物件の 堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望点から見えない場所を選定する。 ・ やむを得ず見える場合は、緑化等を積極的に行うなど、遮へい措置を講じ、眺望景観に配慮したものとする。
木竹の 伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望点から望める山肌を大きく損なう伐採は避ける。 ・ 行為を行う場合は、既存の植生等をいかした計画となるように配慮し、緑化や植生の復元を積極的に行うなど、眺望景観に配慮したものとする。

<注>

- ・ 上記は、全市の基準より強化した内容を記載しています。
- ・ 主要な眺望点は、P. 3（図 和歌の浦景観重点地区の範囲）を参照。
- ・ ただし、計画する建築物等が地形により主要な眺望点から眺望されない場合は、この限りでない。
- ・ 景観法又は和歌山市景観条例で、届出を要しない行為が規定されています。
- ・ 景観法第 17 条で規定されている変更命令は、建築物または工作物の形態・意匠及び色彩の基準に適合しないものを対象とします。
- ・ 屋外広告物については、上記内容を踏まえ、和歌山市屋外広告物条例により行為の制限を行うものとします。

3 よくある質問

【景観施策全般について】

(Q 1) なぜ、和歌山市で景観施策に取り組むのですか？

(A 1) 和歌山市が持つ良好な景観を、市民、事業者、行政の協働により保全し、創造し、将来に継承していくことにより、市民生活の向上や地域経済と地域社会の健全な発展をめざしていくため、景観法を活用した総合的な景観施策の展開を図っていくこととしました。

(Q 2) 景観法とはどのようなものですか？

(A 2) 景観法は、我が国で初めての景観に関する総合的な法律で、平成 16 年 6 月に制定されました。

(Q 3) 和歌山市景観条例、和歌山市景観計画とはどのようなものですか？

(A 3) 和歌山市景観条例は、景観法の運用にあたっての手続きなど必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に向けたそれぞれの主体の責務などの基本的な枠組みを定めたもので、平成 23 年 7 月に制定しました。

和歌山市景観計画は、景観法および和歌山市景観条例に基づき、良好な景観形成に向けた理念、目標と方針、その実現に向けた基本的な事項を定めたもので、平成 23 年 9 月に策定しました。

(Q 4) 景観に関する制度やイベント情報などについて詳しく知りたいのですが。

(A 4) 担当課にご連絡下さい。随時ご相談に応じます。

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

電話： 073-435-1082 ファックス： 073-435-1367

E-mail： machinami@city.wakayama.lg.jp

【届出について】

(Q 5) なぜ、届出が必要なのですか？

(A 5) 景観上影響の大きい一定規模以上の大規模な建築物・工作物等について周辺の景観への配慮等を促し、良好な景観形成に向けた誘導を図るためです。

あわせて、屋外広告物については別途和歌山市屋外広告物条例に基づく誘導を図ることとしておりますので、そちらもあわせてご参照下さい。

(Q 6) どのようなものについて届出が必要なのですか。

(A 6) 行為の場所が「和歌山城周辺景観重点地区」内であれば、原則全ての行為が対象となります。それ以外の場所では一定規模以上の行為が対象となります。

本書の「2 届出の内容」の「(1) 届出対象行為」等を参照下さい。

行為を計画するできるだけ早い段階で、まちなみ景観課に事前相談にお越し下さい。届

出に必要な図書や届出内容等に関する相談を行います。また、本市が委嘱した専門家である景観アドバイザー等からの助言も行います。

(Q7) 届出の手続きはどのようなものですか。

(A7) 本書の「2 届出の内容」の「(3) 届出の流れ」及び「(4) 届出に必要な書類」を参照下さい。

(Q8) 届出の様式はどこで手に入るのですか。

(A8) 本書の巻末に添付しているほか、まちなみ景観課のホームページでも入手できます。

(Q9) 届出は、どの区域で必要になりますか。

(A9) 和歌山市内全域が景観計画区域として対象となります。

また、景観計画区域は、景観重点地区（和歌山城周辺景観重点地区、和歌の浦景観重点地区）とそれ以外の区域である一般区域とに区分しており、それぞれの区域ごとに届出対象規模や景観形成基準の内容が異なります。

本書の「2 届出の内容」の「(1) 届出対象行為」等を参照下さい。

(Q10) 届出対象規模を超える、既存の建築物や工作物はどうなりますか。

(A10) 既存の建築物等は、届出不要です。ただし、今後、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をする場合で、届出が必要な規模を超えるものは、届出対象となります。

(Q11) 届出の手続きはいつ頃すればよいのですか。

(A11) 景観法の規定では、行為着手の30日前までに届出していただく必要があります。事前の相談を行うなど、計画段階で協議をしていただき、着手日を考慮して余裕を持って届出をして下さい。

(Q12) 届出にあたって、何か制限を受けますか。

(A12) 景観法の規定では、届出を受理した日から30日間は当該届出に係る行為に着手してはならないと規定されています（ただし、景観法の規定（同法施行令第12条）で、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事、などの基礎工事は、行為着手の制限の例外となっています）。

また、届出に係る行為が景観形成基準に適合しない場合は勧告や、勧告に従わない場合にその旨の公表を、さらに建築物や工作物の形態・意匠が基準に適合しない場合には、行為着手の制限の期間延長（最大90日）又は変更命令等を行うことがあります。

(Q13) 守るべき基準はどのようなものですか。

(A13) 行為の場所が景観重点地区内か、それ以外かによって守るべき景観形成基準が異なります。

本書の「2 届出の内容」の「(5) 景観形成基準」を参照下さい。

(Q14) 基準に即さない場合はどうなるのですか。

(A14) 届出に即して、市で景観計画で定める景観形成の基準に適合するかどうかの審査を行います。

基準に適合しない場合は、景観審議会の意見を聴いた上で、景観法に基づく勧告、変更命令の手続きを行うこともありますので、基準を遵守いただくようお願いいたします。

(Q15) 届出の行為が完了した時点で何か手続きが必要ですか。

(A15) 建築物の建築等や工作物の建設等の行為などの届出対象行為については、行為を完了したときは速やかに完成写真等を添えて「景観計画区域内における行為の完了届出書」にて届け出て下さい。

(Q16) 景観法に基づく届出と建築基準法に基づく建築確認申請（又は都市計画法に基づく開発許可申請）とは、どのような関係があるのですか。景観法の届出がないと建築確認申請ができないのですか。また、その逆もあるのですか。

(A16) それぞれの法令により審査されますので、景観法に適合しないと建築確認申請（又は開発許可申請）が認められないことはありません。また、その逆もありません。

両方の基準に適合する必要がありますので、一方の手続きで修正の必要が生じた場合、もう一方の手続きに変更が生じる可能性があるため、事前に関係部署と協議をお願いします。

また、景観法では、届出後30日間は行為着手の制限を受けますので、建築確認申請が認められても工事着手ができない可能性もありますので、余裕を持った準備をお願いします。

(Q17) 立面図の着色はどの程度のものが必要ですか。色鉛筆で塗った程度のものでよいのですか。

(A17) 色彩の表記については、正確な色を把握するため、マンセル表色系（日本工業規格 Z 8721）で記載してください。

図面の着色は、審査の際にその色彩を使用する範囲と全体のイメージが分かるように塗っていただくものであり、表示されたマンセル値と厳密に同色でなくてもかまいません。

4 関係例規・法令等

和歌山市景観条例

平成23年7月12日

条例第25号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 景観計画（第6条・第7条）

第3章 景観計画区域内の届出対象行為等（第8条—第14条）

第4章 景観まちづくり推進団体及び景観まちづくり推進地区（第15条—第21条）

第5章 景観審議会（第22条—第27条）

第6章 規則への委任（第28条）

附則

和歌山市には、水量豊富な紀の川や美しい海岸線など地形や自然の恵みによる景観、点在する史跡や地名、城下の町割りなど歴史・文化による景観及び戦災後の市民の懸命の尽力による復興を経て、紀北の中核都市として目覚ましい発展を遂げた市街地の形成による景観が形成されている。

これらの景観は、豊かな自然の上に、先人たちがたゆまぬ努力と時間をかけて創りあげてきたものであり、私たちはこれらを誇りとして再認識し、次の時代にも誇れる和歌山市の景観を創っていかなければならない。

このような認識の下、私たちは一丸となって、郷土に誇りと愛着を持つとともに、かけがえのない共有財産である和歌山市らしい良好な景観を形成していくことをここに決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成に関し、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等について必要な事項を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにするほか、良好な景観の形成を促進するための施策を総合的かつ計画的に講ずることにより、美しく風格のある市域の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図り、もって市民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「良好な景観の形成」とは、本市の自然及び歴史並びに市街地の形成の過程に関する十分な理解の下に、現にある良好な景観の保全を図りつつ、新たに良好な景観を創出することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映され

るよう努めなければならない。

- 3 市は、道路、河川、公園その他の公共施設の整備を行う場合には、良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。
- 4 市は、市民及び事業者の良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図り、自主的な活動を支援していくために、啓発活動、情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。
- 5 市は、景観形成に関する調査、研究等を行うとともに、良好な景観の形成に関する資料の収集及び提供に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、積極的に周囲の環境との調和に配慮した良好な景観の形成に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画の策定等)

第6条 市は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

- 2 景観計画においては、景観計画の区域にあつて積極的に景観形成に取り組む必要があると認める区域を景観重点地区として定めることができる。
- 3 法第8条第2項第2号の行為の制限及び同条第3項の方針に関する事項は、景観重点地区ごとに定めるものとする。
- 4 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、和歌山市景観審議会(第22条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第7条 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該計画提案に係る景観計画の素案について審議会の意見を聴くものとする。

第3章 景観計画区域内の届出対象行為等

(届出対象に追加する行為)

第8条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積
- (4) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明

2 前項各号に規定する行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
(届出対象から除外するその他の行為)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項各号に掲げる行為で、規則で定めるもの

(2) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講ぜられるものとして規則で定めるもの

(3) 規則で定める公共的団体が行う行為

(4) 前3号に準ずるものとして規則で定める行為
(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(勧告及び公表)

第11条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与え、かつ、審議会の意見を聴かなければならない。

(変更命令)

第12条 市長は、法第17条第1項の規定により必要な措置をとることを命じ、又は同条第5項の規定により原状回復を命じ、若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(完了の届出)

第13条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為の完了後、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(景観重要建造物等の指定等の手続)

第14条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

2 前項前段の規定は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとする場合について準用する。

第4章 景観まちづくり推進団体及び景観まちづくり推進地区

(景観まちづくり推進団体の認定)

第15条 市長は、一定の区域において良好な景観の形成の推進を目的とする自主的な活動を行う団体であつて、次の各号のいずれにも該当するものを景観まちづくり推進団体（以下「推進団体」という。）として認定することができる。

- (1) 団体の活動が当該区域の景観計画に即したものであつて、良好な景観の形成に有効であると認められるものであること。
- (2) 団体の活動が継続的に実施されていると認められること。
- (3) 団体の活動について、当該区域内の土地所有者等（土地の所有者及び借地権を有する者をいう。以下同じ。）及び住民の理解を得ていると認められること。
- (4) 団体の活動が当該区域内の土地又は建物の所有権その他の財産権を不当に制限するものではないこと。
- (5) 団体の構成員の過半数が当該区域内の土地所有者等又は住民であること。
- (6) 規則で定める事項を具備する団体規約を定めていること。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に当該認定の申請を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により認定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

（推進団体の活動状況の報告）

第16条 市長は、推進団体に対し、その活動状況に関する報告を求めることができる。

（推進団体の認定の取消し）

第17条 市長は、推進団体が、第15条第1項の要件に該当しなくなつたと認めるとき又は前条の規定による報告の求めに応じなかつたときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

（景観まちづくり推進地区の指定）

第18条 市長は、推進団体又は第15条第1項の要件を満たしていると認められる団体（以下「推進団体等」という。）の活動する区域の全部又は一部であつて、次の各号のいずれにも該当するものを景観まちづくり推進地区（以下「推進地区」という。）として指定することができる。

- (1) 推進団体等が良好な景観の形成を積極的に推進していると認められる区域であること。
- (2) 当該区域内の土地所有者等及び住民から、推進地区内に自らの土地又は住所が含まれることについて、理解を得ていると認められること。

2 前項の規定による指定を受けようとする推進団体等は、規則で定めるところにより、市長に当該指定の申請を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により推進地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

（推進地区に係る活動状況の報告）

第19条 市長は、前条第2項の申請（同条第1項の指定を受けた推進地区に係る申請に限る。第21条において同じ。）をした者に対し、その活動状況に関する報告を求めることができる。

（推進地区の取消し）

第20条 市長は、第18条第1項の規定により指定した推進地区が同項の要件に該当しなくなつたと認めるとき又は前条の規定による報告の求めに応じなかつたときは、その指定を取り消

すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(支援)

第21条 市長は、推進団体又は第18条第2項の申請をした者に対し、良好な景観の形成に関し優れた識見を有する専門家の派遣その他技術的支援を行うことができる。

第5章 景観審議会

(設置等)

第22条 良好な景観の形成に関する重要事項について調査審議するため、和歌山市景観審議会を置く。

- 2 審議会は、この条例及び和歌山市屋外広告物条例（平成8年条例第57号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、良好な景観の形成に関する重要事項を、市長の諮問に応じ、調査審議する。

- 3 審議会は、良好な景観の形成に関する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、良好な景観の形成に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、都市建設局都市計画部において処理する。

(雑則)

第27条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 規則への委任

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成23. 12. 12施行、規則64）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び和歌山市景観条例（平成23年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における「工作物」には、屋外広告物を掲出する物件を含まないものとする。

2 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法及び条例で使用する用語の例による。

(行為の届出等)

第3条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第1項に規定する届出書は、景観計画区域内における行為の届出書（別記様式第1号）とする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（別記様式第2号）により行うものとする。この場合においては、省令第1条第2項第1号から第3号までに掲げる図書（その記載すべき内容が法第16条第1項の規定による届出に添付された図書と同一のもの及び市長が添付する必要があると認めるものを除く。）を添付しなければならない。

3 条例第8条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

(2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

(3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺1000分の1以上のもの

4 条例第8条第2項に規定する規則で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。

5 条例第8条第3項に規定する規則で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第2項の届出に係る行為が法第16条第7項第1号から第10号まで及び条例第9条各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

6 第2項の規定は、条例第8条第3項の規定による届出に準用する。この場合において、第2項中「省令第1条第2項第1号から第3号まで」とあるのは「第3項各号」と、「法第16条第1項」とあるのは「条例第8条第2項」と読み替えるものとする。

7 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行う者は、当該届出を行う前に、あらかじめ、その内容について市長に協議を申し出ることができる。

8 市長は、前項の規定による協議の申出があつたときは、当該協議に応じなければならない。

(行為の届出に係る氏名等の変更の届出等)

第4条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、氏名又は住所等（法人その他の団体にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地等）に変更があつたときは、氏名等

変更届出書（別記様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止したときは、景観計画区域内における行為の中止届出書（別記様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（行為の通知）

第5条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（別記様式第5号）により行うものとする。この場合においては、省令第1条第2項第1号から第3号までに掲げる図書（市長が添付する必要がないと認めるものを除く。）を添付しなければならない。

（届出を要しない行為）

第6条 景観計画区域のうち景観重点地区以外の区域における条例第9条第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- （1）法第16条第1項第1号に掲げる行為で、当該行為に係る建築物が次のいずれにも該当しないもの又は建築物の設置期間が90日を超えないもの

ア 高さが13メートルを超えること。

イ 建築面積が1,000平方メートルを超えること。

- （2）アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これに類する工作物、自動車車庫その他これに類する用途に供する工作物又は汚物の処理、ごみの焼却その他これらに類する用途に供する工作物（以下この条において「特定工作物」という。）に係る法第16条第1項第2号に掲げる行為で、当該行為に係る工作物が次のいずれにも該当しないもの

ア 高さが13メートルを超えること。

イ 築造面積が1,000平方メートルを超えること。

- （3）特定工作物以外の工作物に係る法第16条第1項第2号に掲げる行為で、当該行為に係る工作物の高さが13メートル（電柱（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者が電気事業の用に供するものに限る。）次項及び第3項において同じ。）にあっては、15メートル）を超えないもの

- （4）法第16条第1項第1号又は同項第2号に掲げる行為（次項及び第3項において「届出対象行為」という。）（前3号に掲げる行為を除く。）で、次のいずれかに該当するもの

ア 増築、改築又は移転に係る床面積又は築造面積の合計が10平方メートルを超えないもの

イ 修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積が10平方メートルを超えないもの

- （5）法第16条第1項第3号に掲げる行為で、当該行為に係る開発区域の面積が1,000平方メートルを超えないもの又は当該行為に係る開発区域の面積が当該規模を超えるものにあつては当該行為が土地の形質の変更を伴わないもの

- （6）条例第8条第1項第1号に掲げる行為で、当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えないもの

- （7）条例第8条第1項第2号に掲げる行為で、当該行為に係る面積が10,000平方メートルを超えないもの

- （8）条例第8条第1項第3号に掲げる行為で、当該行為が次のいずれかに該当するもの

- ア 堆積の面積が3,000平方メートルを超えないこと。
 - イ 外部から見通すことができない場所で行われること。
 - ウ 90日を超えて継続しないこと。
- (9) 条例第8条第1項第4号に掲げる行為で、第1号に該当する行為に伴い設置するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為
- 2 条例第6条第2項の規定により景観計画において景観重点地区として定めた和歌山城周辺景観重点地区における条例第9条第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為で、当該行為に係る建築物の設置期間が90日を超えないもの
- (2) 特定工作物に係る法第16条第1項第2号に掲げる行為で、当該行為に係る工作物の高さが1.5メートルを超えないもの
- (3) 特定工作物以外の工作物に係る法第16条第1項第2号に掲げる行為で、当該行為に係る工作物の高さが1.5メートル（電柱にあっては、15メートル）を超えないもの
- (4) 届出対象行為（前3号に掲げる行為を除く。）のうち、当該行為に係る建築物又は工作物が次のいずれかに該当するもの
- ア 増築、改築又は移転に係る床面積又は築造面積の合計が10平方メートルを超えないもの
 - イ 修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積が10平方メートルを超えないもの
- (5) 法第16条第1項第3号に掲げる行為で、当該行為が土地の形質の変更を伴わないもの
- (6) 条例第8条第1項第1号に掲げる行為のうち、面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (7) 条例第8条第1項第2号に掲げる行為で、当該行為に係る面積が300平方メートルを超えないもの
- (8) 条例第8条第1項第3号に掲げる行為で、当該行為が外部から見通すことができない場所で行われ、又は90日を超えて継続しないもの
- (9) 条例第8条第1項第4号に掲げる行為で、設置期間が90日を超えないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為
- 3 条例第6条第2項の規定により景観計画において景観重点地区として定めた和歌の浦景観重点地区における条例第9条第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為で、当該行為に係る建築物が次のいずれにも該当しないもの又は建築物の設置期間が90日を超えないもの
- ア 高さが10メートルを超えること。
 - イ 建築面積が100平方メートルを超えること。
- (2) 特定工作物に係る法第16条第1項第2号に掲げる行為で、当該行為に係る工作物が次のいずれにも該当しないもの
- ア 高さが10メートルを超えること。
 - イ 築造面積が100平方メートルを超えること。
- (3) 特定工作物以外の工作物に係る法第16条第1項第2号に掲げる行為で、次に掲げるもの
- ア モニュメントその他これに類するものにあつては、当該行為に係る工作物の高さが1.5

メートルを超えないもの

イ モニュメントその他これに類するもの以外のものにあつては、当該行為に係る工作物の高さが10メートル（電柱にあつては、15メートル）を超えないもの又は築造面積が100平方メートルを超えないもの

(4) 届出対象行為（前3号に掲げる行為を除く。）のうち、当該行為に係る建築物又は工作物が次のいずれかに該当するもの

ア 増築、改築又は移転に係る床面積又は築造面積の合計が10平方メートルを超えないもの

イ 修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積が10平方メートルを超えないもの

(5) 法第16条第1項第3号に掲げる行為で、当該行為に係る開発区域の面積が1,000平方メートルを超えないもの又は当該行為に係る開発区域の面積が当該規模を超えるものにあつては当該行為が土地の形質の変更を伴わないもの

(6) 条例第8条第1項第1号に掲げる行為で、当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えないもの

(7) 条例第8条第1項第2号に掲げる行為で、当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えないもの

(8) 条例第8条第1項第3号に掲げる行為で、当該行為が次のいずれかに該当するもの

ア 堆積の面積が3,000平方メートルを超えないこと。

イ 外部から見通すことができない場所で行われること。

ウ 90日を超えて継続しないこと。

(9) 条例第8条第1項第4号に掲げる行為で、第1号に該当する行為に伴い設置するもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

4 条例第9条第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出を要する行為

(2) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を要する行為（同法第9条の規定により当該許可があつたものとみなされる行為を含む。）

(3) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第3項の認可を要する行為又は同法第20条第3項の許可を要する行為

(4) 和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第12条第1項の許可を要する行為

(5) 和歌山市文化財保護条例（昭和41年条例第16号）第6条の許可を要する行為

(6) 和歌山市屋外広告物条例（平成8年条例第57号）第3条第1項の許可を要する行為

(7) 和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成30年条例第7号）第11条第1項の許可を要する行為

（公共的団体）

第7条 条例第9条第3号の規則で定める公共的団体は、法第92条第1項の規定により市長が指定した景観整備機構とする。

2 法第92条第1項の申請は、景観整備機構指定申請書（別記様式第6号）に、次に掲げる書

類を添えて行わなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 法人の組織及び沿革を記載した書類
- (4) 法第93条に規定する業務に関する計画書
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構名称等変更届出書（別記様式第7号）により行わなければならない。

（行為の着手の制限期間の短縮）

第8条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文の期間を短縮することとしたときは、行為の着手制限の期間の短縮に係る通知書（別記様式第8号）により、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し通知するものとする。

（勧告及び公表の方法）

第9条 法第16条第3項の規定による勧告は、景観計画区域内の行為に対する勧告書（別記様式第9号）により行うものとする。

2 条例第11条第2項の規定による公表は、和歌山市公報への登載その他市長が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 法第16条第3項の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 勧告の内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

（変更命令等）

第10条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、景観計画区域内の行為に対する変更等命令書（別記様式第10号）により行うものとする。

（行為の完了の届出）

第11条 条例第13条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了届出書（別記様式第11号）に、当該届出に係る行為が完了した後の状況を示す写真（色彩を識別でき、かつ、日付が確認できるものに限る。）を添えて市長に提出することにより行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案）

第12条 法第20条第1項若しくは第2項又は法第29条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案は、景観重要建造物又は景観重要樹木指定提案書（別記様式第12号）を市長に提出することにより行うものとする。

（景観重要建造物の指定の告示）

第13条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲
- (5) 指定の理由となった外観の特徴

2 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（別記様式第13号）により行うものとする。

（景観重要建造物の指定の解除の告示）

第14条 市長は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、その旨及び前条第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項並びに指定の解除の理由及び解除の年月日を告示するものとする。

2 法第27条第3項の規定により準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書（別記様式第14号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の告示）

第15条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

（1）指定番号及び指定の年月日

（2）景観重要樹木の樹種

（3）景観重要樹木の所在地

（4）定の理由となった樹容の特徴

2 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（別記様式第15号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の解除の告示）

第16条 市長は、法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨及び前条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項並びに指定の解除の理由及び解除の年月日を告示するものとする。

2 法第35条第3項の規定により準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書（別記様式第16号）により行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の標識の設置）

第17条 法第21条第2項又は第30条第2項に規定する標識は、所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

2 前項に規定する標識は、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）景観重要建造物又は景観重要樹木である旨

（2）景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

（3）指定番号及び指定の年月日

3 第1項の標識は、景観重要建造物にあつては別記様式第17号、景観重要樹木にあつては別記様式第18号によるものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更許可の申請）

第18条 法第22条第1項又は第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物又は景観重要樹木現状変更許可申請書（別記様式第19号）を市長に提出しなければならない。申請した内容を変更するときも、同様とする。

（身分証明書）

第19条 法第17条第8項及び第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、別記様式第20号によるものとする。

（所有者の変更）

第20条 法第43条の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出は、景観重要建造物又は景観重要樹木所有者変更届出書（別記様式第21号）に、所有者の変更に係る土地及び建物（景観重要樹木にあっては、土地）の登記事項証明書を添えて行うものとする。

（団体規約の内容）

第21条 条例第15条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1）団体の目的
- （2）団体の名称
- （3）団体の活動の内容
- （4）団体の事務所の所在地
- （5）団体の役員の数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
- （6）団体の構成員に関する事項
- （7）団体の会計に関する事項

（推進団体の認定の申請）

第22条 条例第15条第2項の申請は、景観まちづくり推進団体認定申請書（別記様式第22号）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1）良好な景観の形成を目的とする自主的な活動の区域を示す地図
- （2）団体の活動の内容及びその活動が継続的に実施されていることを示す書類
- （3）団体の活動について、土地所有者等（土地の所有者及び借地権を有する者をいう。以下同じ。）及び住民の理解を得ていることを示す書類
- （4）団体の構成員の過半数が当該区域内に土地の所有権、借地権又は住所を有することを示す書類
- （5）団体規約（法人の場合にあっては、定款等の写し）
- （6）登記事項証明書（法人の場合に限る。）

（推進団体の認定）

第23条 市長は、条例第15条第1項の規定による認定をしたときは、景観まちづくり推進団体認定書（別記様式第23号）により、同条第2項の申請をした者に通知するものとする。

（推進団体の認定に係る変更の届出）

第24条 推進団体は、条例第15条第2項の申請に係る事項を変更したときは、速やかに景観まちづくり推進団体変更届出書（別記様式第24号）に第22条各号に掲げる書類であって、当該変更の内容を明らかにするものを添えて市長に届け出なければならない。

（推進団体の認定の取消し）

第25条 市長は、条例第17条第1項の規定により認定の取消しをしたときは、景観まちづくり推進団体認定取消書（別記様式第25号）により、推進団体に通知するものとする。

（推進地区の指定の申請）

第26条 条例第18条第2項の申請は、景観まちづくり推進地区指定申請書（別記様式第26号）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1）推進地区の指定を受けようとする区域を示す地図
- （2）前号の区域において良好な景観の形成を積極的に推進していることを示す書類
- （3）推進地区内に自らの土地又は住所が含まれることについて、土地所有者等及び住民の理解

を得ていることを示す書類

(4) 第22条各号に掲げる書類（推進団体以外の者に限る。）

（推進地区の指定）

第27条 市長は、条例第18条第1項の規定による指定をしたときは、景観まちづくり推進地区指定書（別記様式第27号）により、同条第2項の申請をした者に通知するものとする。

（推進地区の指定に係る変更の届出）

第28条 推進地区の指定の通知を受けた団体は、条例第18条第2項の申請に係る事項を変更したときは、速やかに景観まちづくり推進地区変更届出書（別記様式第28号）に第26条各号に掲げる書類であって、当該変更の内容を明らかにするものを添えて市長に届け出なければならない。

（推進地区の指定の取消し）

第29条 市長は、条例第20条第1項の規定により指定の取消しをしたときは、景観まちづくり推進地区指定取消書（別記様式第29号）により、推進地区の指定の通知を受けた団体に通知するものとする。

（雑則）

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年12月12日から施行する。

附 則（平成24年3月23日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月19日）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月15日）

この規則は、平成30年6月22日から施行する。

附 則（令和2年5月27日）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

（別記様式等は省略）

5 届出様式

別記様式第1号（第3条関係）

（表面）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び代表者印〕

景観法第16条第1項に規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	和歌山市	
景観計画区域区分	<input type="checkbox"/> 重点地区（ ） <input type="checkbox"/> その他	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物（ ） <input type="checkbox"/> 工作物（ ） <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積 <input type="checkbox"/> 特定照明	
行為の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
行為地の現況		
設計者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

注意事項

- 1 届出書は、正副2通提出してください。
- 2 行為地の現況は、できるだけ詳細に記載してください。
- 3 代理人が届出をする場合は、委任状を添付してください。
- 4 の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

(裏面)

種類	行為の内容				
	主要用途		構造		
建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 特定照明		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	高さ	m (階数: 階)			
	仕上材	屋根			
		外壁			
	色彩	屋根			
		外壁			
	特定照明	照射面積:	m ²	照明機材・数:	
工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 特定照明		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	築造面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	高さ	m	長さ	m	
	仕上材				
	色彩				
	特定照明	照射面積:	m ²	照明機材・数:	
	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積	m ²		
		土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	施行方法	<input type="checkbox"/> 切土 <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> その他	
木竹の伐採	区域面積	m ²			
	主要樹種				
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	堆積面積	m ²			
	堆積物の種類				
	堆積期間	年 月 日から 年 月 日まで			

注意事項

- 1 各項目ともできるだけ具体的に記載してください。
- 2 この届出書とともに必要な図書を添付してください。
- 3 の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び代表者印〕

景観法第16条第2項の規定により、届出事項の変更について、次のとおり届け出ます。

当初の届出年月日	年 月 日
行為の場所	和歌山市
景観計画区域区分	<input type="checkbox"/> 重点地区（ ） <input type="checkbox"/> その他
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物（ ） <input type="checkbox"/> 工作物（ ） <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積 <input type="checkbox"/> 特定照明
変更する内容等	変更前
	変更後
	変更理由
変更部分に係る行為の着手予定日	年 月 日
変更部分に係る行為の完了予定日	年 月 日

注意事項

- 1 届出書は、正副2通提出してください。
- 2 この届出書とともに変更に係る図書を添付してください。
- 3 の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

氏名等変更届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び代表者印〕

景観法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日		
行為の場所	和歌山市		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物（ ） <input type="checkbox"/> 工作物（ ） <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積 <input type="checkbox"/> 特定照明		
変更年月日	年 月 日		
変更の内容等	氏名又は名称	変更前	
		変更後	
	住所又は主たる事務所所在地	変更前	
		変更後	
	電話番号	変更前	
		変更後	
	変更理由		

注意事項

- 1 変更の内容等の欄には、該当する項目について記入してください。
- 2 □の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

景観計画区域内における行為の中止届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び代表者印〕

年 月 日付けで届け出た景観区域内における行為を中止したので、次のとおり届け出ます。

行為の中止日	年 月 日
行為の場所	和歌山市
景観計画区域区分	<input type="checkbox"/> 重点地区（ ） <input type="checkbox"/> その他
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物（ ） <input type="checkbox"/> 工作物（ ） <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積 <input type="checkbox"/> 特定照明
中止の理由	

注意事項

- 1 中止の理由は、できるだけ詳細に記載してください。
- 2 の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

（表面）

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

通知者 主たる事務所の所在地
 名 称
 代表者氏名
 電話番号

印

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

行為の場所	和歌山市	
景観計画区域区分	<input type="checkbox"/> 重点地区（ ） <input type="checkbox"/> その他	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物（ ） <input type="checkbox"/> 工作物（ ） <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積 <input type="checkbox"/> 特定照明	
行為の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
行為地の現況		
設計者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

注意事項

- 1 通知書は、正副2通提出してください。
- 2 行為地の現況は、できるだけ詳細に記載してください。
- 3 の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

(裏面)

種類	行為の内容				
	主要用途		構造		
建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 特定照明		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	高さ	m (階数: 階)			
	仕上材	屋根			
		外壁			
	色彩	屋根			
		外壁			
	特定照明	照射面積: m ²	照明機材・数:		
工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 特定照明	種類		構造		
		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	築造面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	高さ	m	長さ	m	
	仕上材				
	色彩				
特定照明	照射面積: m ²	照明機材・数:			
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積	m ²			
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	行為面積	m ²			
	施行方法	<input type="checkbox"/> 切土 <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> その他			
木竹の伐採	区域面積	m ²			
	主要樹種				
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	堆積面積	m ²			
	堆積物の種類				
	堆積期間	年 月 日から 年 月 日まで			

注意事項

- 1 各項目ともできるだけ具体的に記載してください。
- 2 この通知書とともに必要な図書を添付してください。
- 3 の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

景観計画区域内における行為の完了届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び代表者印〕

景観法第16条第1項又は第2項の規定により届け出た行為が完了したので、次のとおり届け出ます。

景観法第16条の規定に基づく届出年月日	年 月 日（変更届日 年 月 日）	
行為の場所	和歌山市	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物（ ） <input type="checkbox"/> 工作物（ ） <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積 <input type="checkbox"/> 特定照明	
行為の期間	行為の着手年月日	年 月 日
	行為の完了年月日	年 月 日
設計者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
(備考)		

注意事項

- 1 この届出書とともに必要な図書を添付してください。
- 2 □の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

(添付書類)

当該届出に係る行為が完了した後の状況を示す写真（色彩を識別でき、かつ、日付が確認できるもの）

⇒和歌山市景観条例施行規則第11条規定

発行：和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

電話： 073-435-1082 ファックス： 073-435-1367

E-mail： machinami@city.wakayama.lg.jp